

藤沢市下水道地図情報システム選定に係る公募型プロポーザル実施要領

本システムは、下水道法第23条に定める下水道台帳を整備するほか、藤沢市下水道事業における各種情報の蓄積や、改築更新、地震対策事業等の各種事業に対応でき、また、下水道部内での情報共有や横断的な連携による、事務の効率化が図られ、藤沢市下水道事業の総合的な支援に資する下水道地図情報システムの構築を目的とする。

1 主旨

現在藤沢市下水道部が「下水道台帳システム」及びこれをベースに個別システムとしてクライアントPCで管理している「下水道計画支援システム」、「排水設備管理システム」及び「浄化槽管理システム」の情報を一元化し、相互に閲覧できる様にするのと、ストックマネジメントの観点から、下水道の機能を持続的に維持し、下水道サービスを安定的に確保するため、増大する下水道施設情報を適正に管理し、点検・調査、修繕・改築履歴を蓄積する維持管理機能を追加した、「藤沢市下水道地図情報システム」の選定を行うものです。

なお、本システムはパッケージを原則とし、導入にあたっては、価格のみによる競争では目的を達成することができないため、技術力及び事務処理に関する民間事業者の多様な提案を受けてシステム構築者を選定することができる公募型プロポーザル方式によるものとします。

2 事業概要

(1) 選定するシステムの名称

藤沢市下水道地図情報システム

(2) システムの概要

ア 藤沢市下水道地図情報システム 仕様書

イ 藤沢市下水道地図情報システム 要求機能書

ウ 藤沢市下水道地図情報システム 非機能要件

エ 藤沢市下水道地図情報システム データ要件

オ 藤沢市下水道地図情報基本計画書

(以下、「仕様書等」という。) のとおり

(3) システム開発期限

検証運用予定日 2019年12月2日(月)

運用予定日 2020年2月1日(土)

- (4) システムの導入にかかる予算の上限
5年間（60ヶ月）合計 47,923,800円（税込み）

3 プロポーザル参加資格要件

- (1) 神奈川県内に本社または営業所等を有し、故障等の際に速やかに対応できる体制を整えられること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4で規定する者に該当しないこと。
- (3) 「かながわ電子入札共同システム」による令和元年度競争入札参加資格者名簿の一般委託の認定を受けていること。
- (4) 本プロポーザル公表日以降に藤沢市の指名停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）に基づき指定された暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人として使用していない者。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てをしていない者。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをしてない者。
- (8) 参加表明書の提出日において、事業所所在地の法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (9) プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していること。
- (10) 人口40万人以上（システム導入時点）の市区町村に対して、下水道地図情報システムの導入実績があること。なお、提供可能な製品が新製品である場合は、当該新製品の前身である製品の導入実績も含めるものとする。
- (11) 提案書の提出を行うにあたり、他の事業者の協力を得ることも可とするが、その場合は、提案書等にその旨を明記すること。（システムや財務に関する部分を参加事業者以外の者が行う場合等。）

4 プロポーザル実施スケジュール

プロポーザルに関するスケジュールは次表のとおりです。

内容	期間
ホームページでの公表期間	2019年（令和元年）7月3日（水）から 2019年（令和元年）7月12日（金）まで

内容	期間
参加表明書等の提出期間	2019年（令和元年）7月3日（水）から 2019年（令和元年）7月12日（金）午後5時まで ※参加資格の適否については、7月19日（金）までに電子メールにより回答します。
質問書の提出期間	2019年（令和元年）7月3日（水）から 2019年（令和元年）7月12日（金）午後5時まで ※質問書に対する回答は、7月19日（金）までに電子メールにより回答します。
提案書等の提出期間	2019年（令和元年）7月22日（月）から 2019年（令和元年）8月2日（金）午後5時まで ※第一次選考の結果については、8月21日（水）までに電子メールにより回答します。
プレゼンテーション	2019年（令和元年）8月28日（水）及び 2019年（令和元年）8月29日（木）を予定
第二次選考結果通知	2019年（令和元年）8月30日（金）以降を予定

5 選考

（1）選考委員会

藤沢市下水道地図情報システム選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、選考を行います。

（2）選考委員会の構成

委員長1名、選考委員8名 計9名

（3）選考方法

選考方法は、別添「評価基準の考え方」に基づき、選考委員会により第一次選考、第二次選考を行い、次期システム導入業者として優先交渉を行う者を選定します。

ア 第一次選考

参加資格審査にて参加資格要件を満たすと判断された者に対し、見積書・提案書による第一次選考を行います。

参加資格要件を満たすと判断された者が5者以上あった場合は、得点の高い4者までを第二次選考の対象とします。

複数の者が同点の場合は、見積金額を比較し、低価格で提案した者を上位とします。

なお、参加資格を満たすと判断された者が4者以下の場合は、全者を第二次選考の対象とします。

イ 第二次選考

第一次選考を通過した者に対し、プレゼンテーション及びヒアリングによる第二次選考を行います。

6 各項目の事務手続き

(1) 事務の受付及び実施

ア プロポーザルに係るすべての事務及び受付は事務局で行います。

イ 受付時間等は平日午前9時から正午、午後1時から午後5時までとします。

ウ プロポーザル内容等事前説明会については、行わないものとします。

(2) 事務局

担当課 下水道部下水道管路課

担当 事務担当 米谷、入内島

郵便番号 251-0002

住所 藤沢市大鋸1500番地

電話 0466-50-3551

メールアドレス fjl-gesui-ka@city.fujisawa.lg.jp

(3) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書等を次のとおり提出してください。

なお、提出予定日の前日午後3時までに事務局へ電話し、提出時間の調整をしてください。

提出期限 2019年7月12日(金) 午後5時まで(必着)

提出先 事務局

提出方法 持参

提出書類 参加表明書(第1号様式) 1部 写し1部

会社概要書(第2号様式) 1部 写し1部

会社案内パンフレット等 1部 写し1部

納税証明書(法人税・法人事業税・法人住民税・

消費税及び地方消費税) 1部

プライバシーマーク及びISMSの認証の写し 1部

「3 プロポーザル参加資格要件(10)」の規定を確認できる書類(契約書の写し等) 1部

(4) 質問の受付及び回答の実施

本実施要領、仕様書等に係る質問がある場合は、質問書を次のとおり提出してください。なお、電話等による質問は受け付けないものとします。

提出期限 2019年7月12日(金) 午後5時まで(必着)
提出先 事務局
提出方法 持参
電子メール(電子メールで送信の場合は必ず送達確認のため電話にて事務局へ連絡してください。)
提出書類 質問書(第3号様式) 1部
回答方法 全ての参加表明者に対して電子メールにより回答書(第4号様式)を送付します。(回答書はPDF形式にて電子メールに添付します。)なお、回答に対する再質問は受け付けないものとします。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加申込者に対しては、参加資格要件を確認し、参加資格確認結果通知書(第5号様式-1、第5号様式-2)により郵送及び電子メールで通知します。

通知日 2019年7月19日(金) 予定

(6) 見積書・提案書の提出(第一次選考)

参加資格要件に適合し、事務局から通知を受けた者は、見積書、提案書を次のとおり提出してください。

なお、提出予定日の前日午後3時までに事務局へ電話し、提出時間の調整をしてください。

提出期限 2019年8月2日(金) 午後5時まで(必着)
提出先 事務局
提出方法 持参
提出書類 提案書(第6号様式) 1部 写し10部
システム提案書 1部 写し10部
A4版(文字サイズ12.0pt以上)、表紙・目次含め40ページ以内とします。ただし、A3版(Z折)を使用する場合2ページとして取り扱うこととします。
業務実施体制調書(第7号様式) 1部 写し10部
配置予定技術者の経歴調書(第8号様式-1) 1部 写し10部
過去の業務実績(管理技術者)(第8号様式-1別紙) 1部 写し10部
配置予定技術者の経歴調書(第8号様式-2) 1部 写し10部
過去の業務実績(照査技術者)(第8号様式-2別紙) 1部 写し10部
配置予定技術者の経歴調書(第8号様式-3) 1部 写し10部

過去の業務実績（主たる担当技術者）（第8号様式—3別紙）

1部 写し10部

「藤沢市下水道地図情報システム要求機能書」（別紙3）にパッケージ対応範囲を記入したもの

1部 写し10部

見積書（第9号様式）及び見積内訳書（第10号様式）、

概算見積書（第11号様式）

1部 写し10部

(7) 選考結果の通知

選考結果は、第一次選考を実施した提案者に対して第一次選考結果通知書（第12号様式—1、第12号様式—2）により郵送及び電子メールで通知します。

通知日 2019年8月21日（水） 予定

(8) プレゼンテーション及びヒアリングの実施（第二次選考）

プレゼンテーション及びヒアリングについては、第一次選考の結果、第二次選考の対象とすることに決定した者に対して次のとおり実施します。なお詳細については、対象者に改めて連絡します。

実施日 2019年8月28日（水）

2019年8月29日（木） 予定

出席者 7名以内

企画提案のプレゼンテーションは原則、プロジェクト責任者が説明を行うものとします。ただし、質疑応答に関してはこの限りでないものとします。

プレゼンテーション出席者は、システム開発技術者及び今後の窓口となる担当者を含むこととします。

内容 事前準備 15分

プレゼンテーション 15分

パッケージデモ 15分

ヒアリング 30分

片付け 10分

※プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブル及びVGAケーブルは、市で用意します。

※プレゼンテーションとパッケージデモで合計30分以内とします。

(9) 選考結果の通知

選考結果は、第二次選考を実施した提案者に対して第二次選考結果通知書（第13号様式-1、第13号様式-2、第13号様式-3）により郵送で通知します。

通知日 2019年8月30日（金）以降を予定

(10) 参加辞退

本プロポーザルへの参加表明書を提出後、都合により参加を辞退する者は、辞退届け（任意書式）を参加申込者より提出してください。

7 プロポーザルにおける提案事項

本プロポーザルの提案事項は次のとおりとします。システム提案書作成に当たっては「藤沢市下水道地図情報システム仕様書」（別紙2）に留意して提案をしてください。

(1) 提案基本項目

- ア 業務実施方針
- イ 業務実施工程
- ウ システム概要
- エ システム機能
- オ システム機器
- カ データ移行
- キ 情報セキュリティ対策
- ク 保守サポート
- ケ 職員研修
- コ その他追加提案

8 見積書

見積書については、見積書（第9号様式）、見積内訳書（第10号様式）により次の項目を含めて記載をするものとします。

(1) 見積項目

- ア パッケージソフト費用
- イ 追加開発費用
- ウ 設定費用（システム）
- エ 設定費用（現行データ分）
- オ 設定費用（他システム搭載分）
- カ 設定費用（エクセルファイル分）

- キ データ移行費用（現行データ分）
- ク データ移行費用（他システム搭載分）
- ケ データ移行費用（エクセルファイル分）
- コ 市販ソフトウェア費用
- サ ハードウェア費用
- シ 運用保守費用
- ス 追加開発分保守費用
- セ 市販ソフトウェア保守費用
- ソ ハードウェア保守費用
- タ その他費用

- (2) 見積金額は5年間（60ヶ月）の総額（税込）とします。リース料率は、1.85%（5年間）を前提に算出してください。
- (3) 見積金額が予算の上限を超えた提案者は失格とします。
- (4) システム運用後は、1回／年の頻度でデータ入力・データベース更新業務を行うこととします。当該更新業務にかかる費用について、概算見積書（第11号様式）を提出してください。

9 システムの決定について

- (1) 第一次選考、第二次選考において評価値の最も高い者を、システムに係る優先交渉権者として協議に入ります。
- (2) 優先交渉権者との協議の中、やむを得ない理由等により、システム開発をできない等の場合は、委員会で評価された次点者を優先交渉権者として繰り上げ、協議を行うものとします。
- (3) 優先交渉権は、第二次選考結果通知書（第13号様式-1）の送付により効力を発生させるものとします。

10 システムの決定について

優先交渉権者との協議の結果、藤沢市が正式に開発事業者として決定した提案者のシステムを、下水道地図情報システムの導入システムと指定し、別途リース会社による賃貸借契約を締結するものとします。

11 その他留意事項

- (1) 参加表明書等及び提案書等の提出書類に不備のあった者、又は提出期限に遅れた者は失格とします。
- (2) 本プロポーザル参加に要する費用はすべて参加者の負担とします。

- (3) 提出された書類は返却しないものとします。
- (4) 第一次選考・第二次選考ともに、社名・身分は非公表にて選考を行いますので、資料作成に当たっては、社名が推測される記載を控えるようにしてください。
- (5) 業務上知り得た秘密は他に漏らしてはならないものとします。
- (6) 当市が提供若しくは貸与した資料等は、本プロポーザル以外に使用することはできないものとします。
- (7) 提案書の提出は1者につき1案とします。
- (8) 提出された提案書の著作権は、参加事業者に帰属します。ただし、「藤沢市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づく公開その他市が必要と認める用途に用いる場合、選定事業者の提案書類の全部又は一部を市が将来にわたって無償で使用することができるものとします。
- (9) 提出された提案書は、選考目的以外には参加事業者に無断で使用しないものとします。
- (10) 提案書を提出するにあたり、他者の協力を得た場合はその旨を提案書に明記してください（参加者とパッケージ提供業者が異なる場合等）。
- (11) プロポーザルに参加した者の名称等は公表しないものとします。
- (12) 選考に係る電話等による問い合わせには応じないものとします。
- (13) 選考に対する異議を申し立てることはできないものとします。
- (14) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

以 上

【 以 下 余 白 】